

## 国立国会図書館 個人利用登録(本登録)

### 個人登録とは？

国立国会図書館の資料を最大限に活用するためには、利用者登録（個人）が必要です。

#### ◆ 登録対象者

- ・年齢制限：満 18 歳以上の方であれば、どなたでも登録可能です。
- ・重複登録の禁止：一人につき一つの登録のみ有効です（「本登録」と「簡易登録」の両方を持つことはできません）。

#### ◆ 登録方法

- ・登録には「本登録」「簡易登録」の 2 種類があり、利用できる範囲が異なります。
- どちらも無料で登録ができるので、「本登録」をおすすめします。

利用範囲	本登録	簡易登録
本人確認書類の提示	○	×
来館利用	○	×
遠隔複写申込	○	○
個人向けデジタル化資料送信サービス	○	×
関西館の資料取り寄せ・閲覧予約	○	△

#### ◆ 登録の有効期限

- ・登録の有効期間は、登録した日から 3 年間です。
- ※失効した場合は、再度、利用者登録をする必要があります。
- ※有効期限は、ログイン操作により更新されます。
- 画面右上の「利用者情報」画面で確認できますので、定期的の確認してください。
- また条件を満たすことにより、有効期限はその日から 3 年後まで延長されます。（詳細は[こちら](#)）

## 「本登録」について

### 【注意】

#### **発行できる利用者 ID は一人につき一つのみです。**

登録時の承認手続きに約 3 週間お時間をいただきます。利用予定のある方は、利用予定のある方は、お早めにお申し込みください。

すでに「簡易登録」されている方は重複して「本登録」を行うことはできません。現在お持ちの利用者 ID を「簡易登録」から「本登録」に移行することが可能です。

移行手続については「登録方法」をご参照ください。

### ◆ 来館しての利用

#### (1) 書庫資料の利用

東京本館、関西館に直接来館し、所蔵資料の大部分を占める書庫資料を利用できます。

#### (2) 複写

館内で複写が可能です。

### ◆ オンラインでの利用

#### (1) 遠隔複写(郵送及び PDF ダウンロード)

来館することなく、ご自宅や職場から「国立国会図書館サーチ」または「申込書の郵送」により複写を申し込み、複写製品を郵送又は PDF ファイルのダウンロードで受け取ることができます。

#### (2) 複写のための記事掲載箇所調査

「遠隔複写サービス」の申込みに先立ち、特定の記事や論文の掲載箇所（巻、号など）を調査するサービスです。

#### (3) 個人向けデジタル化資料送信サービス

当館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難なものを、利用者自身の端末等を用いてインターネット経由で閲覧できるサービスです。

### ◆ 必要書類

・氏名・生年月日・現住所が確認できる本人確認書類

※勤務先や学校等の所在地を現住所として登録することはできません。

⇒本人確認書類については、[こちら](#)

#### ◆ 登録手順

- ・国立国会図書館サーチの「新規利用者登録」画面から手続きができます。
- ・電子メールアドレスを登録すると、申込手續画面を案内するメールが届きます。  
(こんなとき・・・)  
Q、メールが来ない。  
A、① 迷惑メールフォルダに振り分けられていないか。  
→ 発信元ドメイン名：「ndl.go.jp」  
② 入力したメールアドレスに間違いがないか。  
→ もう一度「新規登録」> メールアドレス入力してみる。
- ・電子メールアドレスの登録後 24 時間以内に申込手續画面にアクセスして、「**本登録**」を選択、申込手續を行ってください。
- ・登録申込受付後、利用者 ID を記したメールが送信されます。  
※本人確認が完了するまでは「**簡易登録利用者**」としてサービスを利用いただけます。  
申請順に申請内容の確認が行われているため、手續に時間がかかります。  
→詳細は[国立国会図書館サーチのヘルプ「12-7 申請内容の確認に要する日数について」](#)をご覧ください。
- ・本人確認完了をお知らせするメールを受信。  
⇒本人確認完了後、「**登録利用者（本登録）**」として利用可能になります。

ログイン/新規登録



手続きの詳細や最新情報については、こちらの[「個人向けデジタル化資料送信サービス」](#)をご確認ください。

個人向けデジタル化資料送信サービス

